

空き家活用等支援システム実施細則

(目的)

第1条 この細則は神戸すまいまちづくり公社すまいまちづくり支援人材等活用事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4章で定める「空き家活用等支援システム」の実施に必要な事項を定め、よって空き家活用等支援システムの円滑な運営に資することを目的とする。

(掲載申請の方法)

第2条 要綱第47条第1項の規定による申請をしようとする宅地建物取引業者は、第1号及び第2号の書類を神戸すまいまちづくり公社（以下「公社」という）に提出しなければならない。また、書類提出後は公社から指定されたウェブシステム上に第3号、第4号の情報を指定された期日内に入力し、申請しなければならない。なお、第5号については、申請を希望する事業者のみ公社に提出を必要とする。

- (1) 申込書（様式第1の1）
- (2) 誓約書（様式第1の2の1）
- (3) 事務所所在地など事務所の概要及び対応可能エリア・分野等業務情報
- (4) 名簿掲載要件のチェックリスト
- (5) 空き家管理代行業務名簿掲載申請書（様式第1の2の2）

(掲載の通知)

第3条 要綱第49条第1項の規定による通知は、別記様式第2の1の「空き家活用等支援システム掲載通知書」に、当該申請者の名簿の写しを添付する。

2 要綱第49条第3項の規定による通知は、別記様式第2の2の「空き家活用等支援システム非掲載通知書」による。

(掲載事業者等の提案)

第4条 要綱第50条第2項の規定による依頼は、別記様式第3の1の「空き家活用等提案依頼書」による。

2 要綱第50条第2項の規定による提案は、別記様式第3の2の「空き家活用等提案書」による。

(業務完了の報告)

第5条 要綱第51条第1項の規定による報告をしようとする者は、別記様式第4「業務完了報告書」を公社に提出しなければならない。

(変更の届出及び通知)

第6条 要綱第52条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第5「空き家活用等支援システム掲載内容変更届」を公社に提出しなければならない。

2 第3条第1項の規定は、名簿掲載内容変更について準用する。この場合において、「要綱第49条第1項」とあるのは、「第52条第2項」と読み替えるものとする。

(掲載取消の届出及び通知)

第7条 要綱第53条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第6の1の「空き家活用等支援システム掲載取消届」を公社に提出しなければならない。

2 要綱第53条第4項の規定による通知は、別記様式第6の2の「空き家活用等支援システム掲載取消通知書」による。

(更新の申請)

第8条 第2条の規定は、名簿掲載の更新について準用する。この場合において、「要綱第47条」とあるのは、「要綱第55条第1項において準用する要綱第47条」と読み替えるものとする。

(更新受付の通知)

第9条 要綱第55条第3項に定める通知は、様式第7の「空き家活用等支援システム更新手続通知書」による。

(更新掲載の通知)

第10条 第3条の規定は、名簿更新掲載の通知について準用する。この場合において、第1項中「要綱第49条第3項」とあるのは、「要綱第55条第1項において準用する要綱第49条第1項」と、第2項中「要綱第49条第3項」とあるのは、「要綱第55条第1項において準用する要綱第49条第3項」と読み替えるものとする。

(名簿の様式)

第11条 市民に提供する名簿は、ウェブシステム上に登録された第2条第3号を印刷したものとする。

(掲載事業者等の表示)

第12条 市民に掲載事業者等である旨を表示するにあたり、その表現及び内容は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、特に定めない。ただし、公社が定める印刷物を使用する場合を除く。

- (1) 事実と異なる内容及び事実でないあるいは事実か否か明らかでない根拠に基づく内容
- (2) 公社が優良な掲載事業者等であると保証するような表現を用いること
- (3) 市民が工事内容や価格等について誤解を招くような表現を用いること
- (4) 公社が定めるシンボルマーク以外を用いること

附 則

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。